

## 千葉市子ども読書活動推進計画（第4次）（案）に対する意見

千葉市稲毛区園生町〇-〇-〇-〇  
としょかんふれんず千葉市  
代表 皆倉 宣之（かいくらのぶゆき）  
電話 090 (00) 0000

「子ども読書活動推進計画（第4次）」（案）には、子ども達の読書への関心を高める取組、さらには読書環境整備や連携について様々な取組が挙げられています。

2020年度から千葉市小学校の国語教科書は、昨年度までとは異なる出版社が採用され、図書館に関する単元や資料が多彩になりました。学校図書館や公共図書館の役割への期待はますます大きなものとなります。

子どもは家庭で地域で学校で育ちます。子どもの読書活動推進においても、これら子どもを取り巻く環境の整備が重要であり、その取組は子どもの読書が定着することを願って行われるものです。乳幼児期の読書環境整備も重要な課題ですが、同時に重要なことは、多くの子ども達の身近にある学校図書館の充実であり、ここで（学校図書館で）学んだ公共図書館の活用こそが子どもの読書を定着させることにつながると考えます。そして子どもの読書は大人の読書と違い、これらの場所で、子どもと本を橋渡しする人の存在が不可欠です。

これまで以上に実効性のある対策をお願いしたく意見を提出します。

### 第Ⅱ章 第4次計画策定の基本方針

#### 4 推進体制等

##### （1）継続的な読書活動推進のための体制整備

「子ども読書活動推進計画」の推進状況を確認し必要な修正を加えながら総合的・継続的に展開する組織として「子ども読書活動推進会議」が設置され、教育委員会事務局、市民局、保健福祉局、こども未来局で構成されていますが、学校図書館や地域で読み聞かせなどに参加し、子ども達と接することで子どもの実情を詳しく知る立場にある個人や市民団体も加えてください。

##### （3）財政上の措置

「財政上の措置を講じるよう努める」は「財政上の措置を講じる」としてください。

【理由】子どもの読書環境整備のためには、図書資料の充実と、図書館職員・司書教諭・学校図書館指導員の確保が必要であり、そのためには「財政上の措置」は必須であると考えます。

### 第Ⅲ章 計画推進のための取組

#### 1 家庭の役割と取組

##### No.1（再掲No.108）読書手帳の配布

学校図書館、市図書館、公民館図書室が連携して、また近くの文庫で利用した本も記入できるように話し合い、子どもが読書の達成感を得られるように配慮してください。

#### 2 地域の役割と取組

##### （1）図書館の役割

##### No.5 図書館利用登録の促進

市内小学校の新1年生を対象に利用登録申請書を配布し、図書館・公民館図書室の利用を促すのはたいへん良い取組です。しかしながら、子どもひとりでは遠い図書館には行くことができないため移動図書館車のステーションを見直すなど、市内全ての子ども達が図書館を利用できるような対策を講じてください。

##### No.26 電子図書館整備

電子図書館とは何ですか。また、電子図書館整備とは、電子書籍や有料データベース以外には具体的にどのようなサービスを想定しているのか示してください。

##### No.46 学校図書館への支援

団体貸出用カードとは別に各学校レファレンス用のカードを配布することは、学校図書館担当者の長年の要望が叶うもので、利便性の向上に繋がるたいへん良い取組です。「各学校レファレンス用のカード」は、図書館協議会用資料では「各学校名義のカード」と書かれていましたが、修正された理由を教えてください。

#### No.48 (再掲No.106) 図書館資料等の有効活用

不用図書等の表記は「除籍本等」としてください。

【理由】不用図書と言う言葉からは、いらなくなった本をイメージします。

### (2) 生涯学習施設・子育て支援施設等の役割

#### No.69 公民館施設の開放

公民館での子どもの居場所・読書スペースの確保の徹底をお願いします。

#### No.70 公民館図書室の資料の充実 No.71 公民館図書室職員の研修の充実

所管課に中央図書館、地区図書館を追加してください。

【理由】公民館図書室は子どもや高齢者が歩いて行くことができる身近な施設です。市民のための計画的な資料収集には図書館の指導や助言が不可欠であり、緊密に連絡をとる必要があります。また専門的な知識や経験を有した図書館職員による研修が必須です。

### 3 学校等の役割と取組

#### (3) 学校図書館における役割

本文 24 ページ 1 行目「学校司書（学校図書館指導員）について」

3 行目「司書教諭、学校司書（学校図書館指導員）を核としながら」

「学校司書（学校図書館指導員）」は「学校図書館指導員」としてください。

【理由】現在千葉市においては「学校図書館指導員」という名称が使われており、「学校司書」との併記はわかりにくいと考えます。また、学校図書館指導員の応募資格は、①幼稚園、小学校、中学校のいずれかの教員免許取得者（見込みも含む） ②司書教諭、司書、司書補のいずれかの資格取得者 ③千葉市学校図書館指導員 1 年以上の勤務経験者 となっており、司書資格が必須ではないことも「学校司書」の表記が適切ではないと考える根拠です。

No.82 では「学校図書館主任」、No.87 では「学校図書館教育主任」と書かれていますが、どちらかに統一が必要ではないでしょうか。

#### No.87 各種研修等の充実

本計画案の「学校図書館における役割」本文に示されているように、学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有するところであり、子ども達や教職員への対応や選書を行う学校図書館指導員には、知識や力量が求められます。必要とする人には、定期的研修以外の各種研修にも参加できるようにする等、配慮することを加えてください。

### 4 家庭・地域・学校等との連携

#### No.102 学校図書館運営委員会と図書館等との連携

学校図書館と市図書館や公民館図書室が連携することは良い取組です。市内全ての学校図書館を対象に、特に市図書館や公民館図書室から遠い学校ほど意識的に連携をとることが必要です。

さらに、次の2項目を新規施策・事業項目に加えてください。

#### \*図書館の専門的職員（司書）の増強

【理由】本計画を推進するためには、専門的知識や技能を有する職員（司書）の確保に努める必要があり、特に児童担当職員の確保と育成は重要です。読書活動の推進のためには専門的見地からの助言・指導が不可欠であり、そのためにも専門的職員の比率を高め、読書活動をリードできる職員の増強が望まれます。

#### \*小学校図書館指導員 1 人 1 校配置の推進

【理由】学校図書館指導員が常に子ども達の身近に在り読書環境を整えられるよう、2 校掛け持ちではない 1 人 1 校専任配置の推進が必要です。

以上